

厚生省への照会

平成 4 年 9 月 18 日

厚生省健康政策局医事課御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

日本柔道整復・接骨医学会による「認定柔道整復師」の照会

日頃、整復医療の向上にご高配賜りまして重ことに有難うございます。
この度は、別添資料に見る「認定柔道整復師」の件に関し、下記の点についてご教示賜りますようお願い申し上げます。

記

- 一 本件「認定柔道整復師」の取り組象にあたり、社団法人等の協力の旨が伝えられています。厚生省当局においても協力や支援をするのかどうか。
- 二 本件「認定柔道整復師」のような、あたかも柔道整復師制度の中で改めて「認定」等のような称示が好ましいのかどうか。
- 三 非資格制度社会なら格別、柔道整復師のような国家制度において、権威的称示を自由に行うことが好ましいかどうか。

備考

実は、柔道整復師が高卒 2 年制から 3 年制に改正された際、柔道整復研修試験財団の主催の「厚生大臣指定講習会」が開催されました。この講習会は、整復師制度改正にともない、既成資格者の一層の向上を希望する者に対して、そ

の機会の提供ということで、本件講習会受講者に対して特別な資格や特典などの恩恵をもたらすものではありません。しかし、財団関係者や社団法人日本柔道整復師関係者は、あたかも講習会を受けると大臣免許への書換えや何がしかの特典・恩典が得られる旨を放言し、一般柔道整復師の不安をあおり受講者獲得の対策としました。

このような経歴がある者たちが、今度は「認定柔道整復師」をつくり構威制度のような活動をはじめました。基本的に資質の向上の勉強はともかく、権威的意味を設けるならば、そして、こうした傾向を黙認するならば、これは今後さらに同様意向の乱立となる心配があり、ひいては業界全体の心配となる恐れがあります。以上の次第でお伺いした次第です。